

## 「軽井沢緑の景観賞」募集要項（案）

### 1 目的

自然環境の保全並びに風致の維持及び良好な景観の形成に特に寄与していると認められる事業を町が認定し、広く周知することにより、住民や事業者の自然保護に対する理解を深め、軽井沢の伝統とすぐれた自然を保持し、国際的保健休養地としてのまちづくりを推進することを目的とする。

### 2 応募対象

~~自然環境の保全等に考慮した住宅地、別荘地の造成、建物等の建築（建築後3年程度経過する等、対象が周囲の景観と溶け込んでいることが望ましい。）及び良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる事業のうち、募集する年の3月31日までに完成しているもの（既設・新設を問わない。）とする。~~

・所在地 町内

・部門

○一般住宅・・・戸建住宅、別荘

○集合住宅・・・アパート、マンション、寄宿舍等

○その他・・・店舗（店舗併用住宅を含む）、商業施設、ホテル、宅地造成

・軽井沢町の自然保護対策要綱の基準を遵守していること。

・自然環境の保全等に配慮した建築後3年程度経過する等、対象が周囲の景観と溶け込んでいること。

・集合住宅や店舗等においても、良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる事業（既設・新設を問わない。）とする。

### 3 認定階級等

認定階級及び認定の目安は、次のとおりとする。

認定階級	認定の目安
最優秀賞	要綱の基準を上回り、特に優良と認められるもの
優秀賞	要綱の基準を上回り、優良と認められるもの
特別賞	優良であり先進性があると認められるもの

### 4 応募方法

応募は、申請によるものとし、自薦・他薦は問わない。

## **5 選考及び認定**

自然保護審議会内に設置される「軽井沢町自然保護対策認定部会」で審査を行い、その結果の報告を受けた自然保護審議会の意見をもとに町長が選考し、決定する。

## **6 表彰**

表彰にあたっては、事業主及び設計者（事業主の了解を得た場合）に認定証を贈呈する。

また、認定事業を広報誌やホームページ等を通じて広く周知する。